

当事者間秘匿に関する説明等の要旨

【説明要旨】

○ 民事訴訟・人事訴訟の規律と家事事件の規律の違いについて

民事訴訟・人事訴訟については、①秘匿決定、②秘匿事項・推知事項記載部分の閲覧等制限決定、③送達場所等の調査嘱託があった場合の職権による閲覧等制限決定、④秘匿決定の取消等という、大きく4つの規律が導入されている。

これに対し、家事事件については、①秘匿決定と、同決定に関連する④秘匿決定の取消等の規律のみが導入されており、②秘匿事項・推知事項記載部分の閲覧等制限決定及び③送達場所等の調査嘱託があった場合の職権による閲覧等制限決定は、適用除外となっている。

○ 前提となる当事者間秘匿の民訴法の規律

改正法では、民事訴訟手続において「申立て等をする者」を当事者間秘匿の対象としており、住所等及び氏名等が当事者に知られることによって「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」につき疎明があった場合に、いわば基本決定となる「秘匿決定」をすることになる。

この秘匿決定の申立てをする際には、住所、氏名等を記載した「秘匿事項届出書面」を裁判所に提出することとされており、これにより、裁判所は、真の住所、氏名等を把握できることになる。秘匿事項届出書面は、提出後判断の確定まで、秘匿対象者以外の者が閲覧等をすることはできず、秘匿決定があった場合は、秘匿対象者以外の者はこの秘匿事項届出書面を閲覧等することはできない。

住所、氏名が秘匿された場合には、裁判所が住所、氏名に代わる事項として代替住所、代替氏名を定めるものとされており、これらを記載するこ

とで、当該事件及び反訴、強制執行等の関連手続においては、代替住所、代替氏名を記載すれば、住所氏名を記載したものとみなされることとなっている。そのため、例えば判決書の当事者の表示欄にも、代替住所、代替氏名を記載するということが想定されている。なお、住所、氏名以外の、例えば本籍について秘匿決定がされた場合は、代替事項を定めることとはされていない。そのため、判決書等に本籍を記載する場合に、どのようにしたらよいかということも問題となり得る。

秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面以外に、事件記録中の住所等、氏名等や、これらを推知させる事項が記載された部分についても、申立てにより、閲覧等制限ができることとされている。

以上が、当事者間秘匿の制度の基本的な建て付けであるが、例外的に、当事者主導での秘匿の申立てが期待できないケースについての特則として、被告の住所等が不明なため、住民票等について調査嘱託をした場合で、住所等を閲覧されることで被告が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれが明らかであるときには、裁判所が職権で、その調査結果及びそれに基づく送達関係書類について、閲覧等制限ができることとされている。具体的には、被告につきDVの支援措置が執られている場合が想定される。

秘匿対象者以外の当事者は、秘匿決定や閲覧等制限決定につき、要件欠缺を理由とする取消しの申立てができるほか、攻撃防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、裁判所の許可を得て閲覧等ができることとされている。

○ 当事者間秘匿の人事訴訟事件における規律

人事訴訟については、事実の調査部分を除き、民事訴訟の規律が包括適用される。したがって、上で説明した民事訴訟の規律が基本的にそのまま当てはまる。他方、事実の調査部分については、秘匿決定及びその取消等

の規律のみが適用され、推知事項等の閲覧等制限の規律や職権による閲覧等制限の規律は適用されない。事実の調査部分がこれらの規律の適用除外とされているのは、この部分についてはそもそも人事訴訟法35条で、通常の家事事件と同様に、閲覧等を裁判所の許可に係らしめているため、敢えてこれらの規律を及ぼす必要性がないためである。

このように、人事訴訟については、事実の調査部分を除き民事訴訟と同じ規律であり、従来は権利濫用で対応せざるを得なかったような場面につき閲覧等の制限が可能となるなどのメリットが大きいことから、当事者間秘匿の制度を活用することが想定される。裁判所としては、当事者間秘匿の制度について当事者に適切に説明し、注意を促すことが重要となり、これにより、秘匿の申立てがないにもかかわらず、裁判所が記録に秘匿すべき情報が含まれていないかを後見的・網羅的にチェックすることまでは求められなくなるものと考えられる。

○ 当事者間秘匿の家事事件・子の返還申立事件（以下「ハーグ事件」という。）における規律

家事事件については、新家事事件手続法（以下「家事法」という。）38条の2において、民訴法の当事者間秘匿の規定の一部を一部読み替えた上で準用している。準用しているのは、秘匿決定とその取消等の部分であり、秘匿事項・推知事項記載部分の閲覧等制限の部分と調査嘱託があった場合における職権による閲覧等制限の部分は準用されていない。その理由は、人事訴訟の事実の調査と同様で、家事法47条、254条において、閲覧等を裁判所の許可に係らしめているためである。ハーグ事件についても同様である。

このような制度の建て付けの違いから、家事・ハーグ事件については、次のような問題が生じる。

これまで、家事事件においては、閲覧等を裁判所の許可に係らしめていることを背景として、非開示希望の申出等の取扱いを広く行ってきたが、改正法施行後は、そのような従前の取扱いと新しく導入される当事者間秘匿制度との関係が問題となり、関連して、手続案内においてどのような説明をすべきかが問題となる。

○ 家事事件における当事者間秘匿制度と従来の非開示希望の申出の運用との関係

家事事件における当事者間秘匿制度と従来の非開示希望の申出の運用との関係は、従来の非開示希望の申出の運用でカバーしていた事項の一部である申立人等の住所等及び氏名等が当事者間秘匿制度の対象となり、非開示希望の申出と当事者間秘匿が共に適用される部分については、両者の関係が問題となる。

○ 当事者間秘匿制度と従来の非開示希望の申出の運用の相違点（家事審判を念頭に置いた場合）

申立て・申出の法的性質としては、秘匿申立ては当事者に申立権があり、申立てが却下された場合には即時抗告をすることができる。他方、非開示希望の申出は、裁判所の職權行使の参考という位置付けであり、閲覧等許可の申立てがなされる都度、裁判官がその許否の判断を行うことになる。

対象としては、家事審判においては、新民訴法133条の2第2項は準用されていないため、秘匿制度の対象は申立人等の住所等及び氏名等に限られるのに対し、非開示希望では、対象者及び対象事項に制限はなく、いわゆる推知事項も対象となる。

要件としては、秘匿申立ては、相手方等に知られることによって「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」ことを要するのに対し、

非開示希望の申出について「要件」を観念することはできないが、この申出の目的に照らせば、閲覧等を許可することを不適当とする事情がある情報についてされることが想定されているといえる。

手数料は、秘匿申立てが500円であるのに対し、非開示希望の申出では特にかかるない。

提出書類としては、秘匿申立てでは、申立書、秘匿事項届出書面に加え、疎明資料が必要とされている。疎明資料をどの程度求めるかについては、9月7日に行われた民事事件担当裁判官等事務打合せにおいても、基本的にはDV事案であればDV保護命令の決定書や自治体の支援措置の決定書のみで認めてよいのではないかとの点につき議論がされた。他方、非開示希望の申出では、これまで特段の疎明資料を提出させない例も多かったと思われるが、今後、当事者間秘匿の制度が創設されたことも踏まえ、非開示希望申出についても疎明資料を提出させるようにすべきか否かも問題となるように思われる。

効果については、秘匿決定があれば、その取消しや閲覧等許可の決定がない限り、法律の効果として、閲覧等が制限されることになるが、閲覧等が制限されるのは秘匿事項届出書面のみであり、その他の書面等に記載された情報を秘匿するには、別途マスキングや非開示希望の申出をする必要がある。また、上で説明したように、氏名・住所については代替事項が定められ、その定めは執行等の関連手続にも及ぶことになる。他方、非開示希望の申出は、裁判官の職權行使の参考となるにすぎず、申出をしても確実に閲覧等を制限することができるものではないが、適用対象は秘匿決定よりも広くなる。

以上が、秘匿決定と非開示申出との制度ないし仕組み上の違いであるが、当事者に説明する必要があるのは、両制度のいずれを利用することになるにせよ、資料を提出する際、書面に秘匿を希望する情報の記載がある場合

には、該当箇所をマスキングするなど、当該情報が表れないような形にして提出するべきで、当該部分をマスキングできない事情がある場合には、当該部分について非開示希望の申出書を添付すべきであるということである。このことを、どちらの制度を使うにせよ、当事者にきちんと理解してもらうことが重要である。

○ 当事者間秘匿の制度の運用上の課題等に関する検討状況

現在、家庭局においては、民事局や法務省などと協力しつつ、東京家裁・大阪家裁とも意見交換をしながら、課題の抽出・検討を進めている。民事訴訟については、9月7日の民事事件担当裁判官等事務打合せにおいて当事者間秘匿が取り上げられ、議論がされた。その還元結果については、今後、各家裁にも共有する予定である。

また、人事訴訟については、基本的に民事訴訟と同様の規律となることから、今後、各地裁において整備される民事訴訟の事務処理要領等も参考になるものと思われる。規律が基本的に同じであるにも関わらず、地家裁で取扱いが大きく異なるということになると、弁護士などの利用者側からは違和感を持たれかねないことから、事務処理要領等を家裁で作成するに当たっては、地裁とも情報交換をしつつ進めることが重要である。

○ 家事事件について手続の流れに沿って問題となり得る事項等（住所秘匿を念頭に）

まず、事件の申立人が秘匿決定を申し立てる場合、事件の申立書と秘匿決定の申立書を同時に提出することが想定される。

この場合、代替事項を定めることになるが、民事局では、典型的な代替事項の表記をどのようにするかについて関係機関と認識をすり合わせる予定であると聞いている。どのような代替事項を定めるかは各裁判体の判

断になるが、事務処理の効率化や登記・登録の観点から、機械的な取扱いについて関係機関と民事局との間で基本的に擦り合わせがされるのであれば、この取扱いと同じ取扱いとして各庁で運用することも考えられる。

なお、当事者間秘匿制度は、事件の申立人だけでなく相手方による利用も想定しており、また、事件の申立時だけでなく、事件の途中でも秘匿決定の申立ては可能である。

氏名及び現住所が記載された申立書が相手方に送付された後に申立人から秘匿の申立てがあった場合、民事事件担当裁判官等事務打合せでは、申立書が一旦送達されて、当該氏名・住所について相手方に知られている以上、相手方との関係では申立ての利益を欠くことになるのではないか、他方で、申立書記載の氏名・住所から変更があり、変更後の氏名・住所について秘匿を申し立てる場合は、なお申立ての利益があるのではないかという点が議論されたようである。

家事事件においては、当事者だけではなく、当事者の子や、成年被後見人となるべき者などの審判を受ける者となるべき者についても、秘匿を希望するケースがあり得る。

当事者の子については、秘匿決定の対象外であることから、従前の非開示希望の申出での対応となる。住所の場合、申立人と同居している場合は、申立人の住所を秘匿の対象とした上で、子の住所は「申立人と同一」と記載すれば、あえて子の住所について特別に非開示希望の申出をしなくても済む場合もあり得、いろいろな工夫の余地があるようと思われる。もっとも、申立人と別居している場合には、別途、住所については非開示希望の申出の対象とせざるを得ないことになるが、そのような場合は、管轄裁判所の特定のために必要最小限の範囲で住所の一部を記載させることが考

えられ、それさえも推知事項に当たる場合は、申立ての通知をもって申立書の写しの送付に代える規定を活用することが考えられる。

審判を受ける者となるべき者についても、秘匿決定の対象外であることから、従前の非開示希望の申出での対応となる。

上で述べたとおり、秘匿決定があった場合でも、閲覧等が制限されるのは秘匿事項届出書面のみである。それ以外の書面・書証に秘匿事項や推知事項が記載されている場合については、必ずしも審理に必要がない部分であれば当事者にマスキングしたものを作成させたり、マスキングできない場合は非開示希望の申出をさせるなど、従前どおりの対応が必要となる。秘匿申立て時に、申立人にその旨を注意喚起することも考えられる。

秘匿決定があった後に、送付嘱託等で第三者が提出する資料に秘匿事項が記載されていた場合にどのように処理すべきか、特に人事訴訟で問題となり得る。例えば、第三者からの嘱託文書が到着した後、秘匿の相手方から先に閲覧謄写請求がされた場合に、どのように対応するのかという問題である。

これについて、民事事件担当裁判官等事務打合せでは、そのような可能性がある場合には、あらかじめ秘匿対象者が文書到着前に概括的に対象を特定した閲覧等制限を申し立て、文書到着後にまず秘匿対象者が内容を確認し、具体的な対象部分を特定するという運用について議論がされたようであり、人事訴訟においても同様の対応を考えられる。

秘匿事項届出書面の記載内容については、新家事規則26条の2が新民訴規則52条の10第1項を準用しており、秘匿事項届出書面である旨の表示と、秘匿対象者の郵便番号又は電話番号(ファクシミリの番号を含む。)

を記載し、秘匿対象者が記名押印することとなる。一連の書式については、今後、家庭局において作成し、各庁に情報提供する予定である。

秘匿事項届出書面等の管理方法については、現在、総務局において、編成通達改正の作業中と聞いている。

秘匿の申立てや決定があった場合には、現在の非開示希望の申出における取扱いと同様、記録の表紙等に分かりやすく印を付けるなどして注意喚起するのが相当と考えられる。

秘匿決定の要件である「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」につき、どの程度の疎明資料を要求するかについては、上で述べたとおり、民事事件担当裁判官等事務打合せでは、DVの場合、保護命令の決定書や住民票上の支援措置の決定書などが出れば、他の裏付証拠を提出させる必要はない場合が多いのではないかという点について議論がされたようである。性的被害に遭った事件などで、客観的な証拠がないような場合には、陳述書等で疎明を求めることになるものと思われる。

なお、疎明資料中に秘匿事項や推知事項が含まれる場合は、当該部分をマスキングして提出させるか、同時に、人事訴訟の場合は閲覧等制限の申立て、家事では非開示希望の申出をさせる必要がある。

家事審判事件について秘匿決定があった場合、秘匿対象者以外の当事者が秘匿事項届出書面について閲覧等を希望する場合には、家事法47条等の裁判所の許可に加え、秘匿決定の取消申立て又は秘匿事項届出書面の閲覧等許可申立てが必要となる。

同一当事者間に複数の事件、例えば婚費の調停と離婚の調停が係属している場合は、両事件が併合されない限り、直ちには新民訴法133条5項の関連事件とはならず、各事件において秘匿申立てをさせる必要があるものと思われる。

秘匿決定の取消申立てにつき、どのような場合に「その要件を欠く」と認められるかについて、上でも述べたとおり、民事事件担当裁判官等事務打合せでは、相手が実は当該情報を知っていたという場合が当たり得るとの点や、保護命令が取り消されたりした場合はどうかとの点について議論がされた。

新民訴法133条の4第2項の閲覧等許可の申立てにつき、どのような場合に「自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき」と認められるかについて、民事事件担当裁判官等事務打合せでは、例えば、集団暴行事件など、被害者が多数おり、そのうち複数人につき秘匿決定されている場合に、被害者であるか人物の同一性等が争点とされている事案などを例に議論がされたようであるが、家事ではそのような事態は通常想定されないと思われる。そのほか、管轄が問題になった場合についても議論がされた。

また、新民訴法133条の4第2項の「自己の攻撃又は防御」というのは当該事件の攻撃防御に限られるのかについて、法制審議会でも議論されたが、結論は出なかった。例えば、債権執行事件の管轄は、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所とされているところ、訴訟において、債務者（被告）について秘匿決定がされているために債権執行事件の管轄裁判所が分からぬ場合などに、債権者が債権執行事件についてのいわゆる攻撃防御のために、訴訟記録について閲覧等許可の申立てをすることが

できるかといった場合に問題となり得る。

さらに、「自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき」という要件該当性の判断に当たり、秘匿決定の取消しを求める者の不利益のみを考慮するのか、秘匿対象者の不利益は勘案できるのか、権利濫用等の一般条項で対処することになるかといった点も問題となり得る。

秘匿決定の取消しの申立てや閲覧等許可の申立てには、条文上、申立て時期の制限がない。そのため、審判等の確定後何年も経ってから取消しの申立てがされる可能性もある。記録の保存期間との関係で、申立ての時期によっては、審判書等の原本と秘匿事項届出書面しか保存されていないケースも考えられる。そのような場合、具体的にどのような事情によって秘匿されるに至ったのかという事情が全くわからない、背景事情がわからないといったケースも考えられる。そのような場合に要件該当性はどのように判断すべきであろうか。

また、新民訴法133条の4第4項が秘匿対象者の意見聴取を求めていることから、差し当たりは記録上判明する秘匿対象者の連絡先に連絡することになると思われるが、当該対象者と連絡が取れない場合、何をもって同項の定める意見聴取を行ったと判断することになるか。

これらについては定見はないと思われるが、各庁で議論してみたいだきたい。

履行勧告・履行命令についても、「家事事件」として当事者間秘匿制度の対象となるところ、仮に履行勧告・履行命令段階で新たに秘匿決定の申立てをする場合は、新民訴規則52条の9第1号・新民訴法133条2項により、書面による申立てが必要となると解される。特に履行勧告は電話等で申し立てられることが多いと思われるが、当事者間秘匿を利用する場

合は、書面による申立てが必要になる。

なお、本案事件で秘匿決定がされている場合は、新民訴法133条5項の関連事件として、履行勧告・履行命令にも代替事項が引き継がれる。

戸籍記載嘱託、登記事項記載嘱託、戸籍通知や当事者による戸籍届出については、秘匿決定がされた場合、審判書等に氏名や住所、本籍が記載されないことから、戸籍事務処理等に支障が生じないよう、提出書面等について、戸籍事務管掌者や各地の法務局との調整を図る必要がある。現在、家庭局と法務省との間で取扱いについて協議を行っており、戸籍については、審判書等に秘匿事項届出書面の謄本を添付する方向で調整している。

官報公告が必要となる場合については、例えば、失踪宣告において申立人が秘匿申立てをすることが想定されるが、基本的には代替事項を記載することになると思われる。

不動産強制競売の際の差押登記や保全事件における不動産仮差押えの登記については、代替事項での登記が予定されているところ、その具体的な在り方については、現在、家庭局・民事局と関係機関との間で調整を行っている。

他方、判決に基づいて登記する場合や後見登記については、実際の住所氏名で登記を行うことになり、登記についての閲覧制限を法務局においてすることが想定されている。

○ 改正法の施行日について

改正法のうち、施行が一番早い当事者間秘匿は、公布の日から9か月以内の施行であり、最も遅くても来年2月25日の施行となる。

したがって、今後、各家裁において急ピッチで事務フロー等の整備を進める必要があるところ、これまで説明してきたとおり、細かい点も含めて、この制度の運用には多くの問題・課題が生じることが想定される。現在、東京家裁・大阪家裁には、先行して事務フロー等の整備を進めてもらい、ある程度形になった段階で、各家裁に情報提供してもらえることである。ただ、施行が遅くとも来年2月であることから、各家裁におかれても、東京家裁・大阪家裁の事務フロー等の完成を待ってから始めるというではなく、今のうちに論点について、どのようなことを盛り込まなければならぬのかについては、庁内で議論して進めていただきたい。その際には、上席裁判官等がリーダーシップを發揮し、関係職種や支部を巻き込んで検討を進めていただきたい。

○ 弁護士会への周知

最後に、改正法（当事者間秘匿に係る部分）の施行に当たっては、弁護士会への周知も必要となるところ、既に民事局とは、地家裁が連携して弁護士会への周知を図る必要があるという認識で一致している。今後、各地裁とも密に情報交換をしてもらい、施行の準備を進めていただきたい。弁護士会への周知で弁護士会と協議等の場を持つ場合には、地家裁が相乗りして同じ場で説明をすることなども考えられる。

【意見交換の概要】

○ 人事訴訟について

- ・ 従来の秘匿の希望がされた住所等の取扱い（秘匿措置）と新たに導入される当事者間秘匿の関係については、今後は当事者間秘匿を利用することになるという点について、おおむね異論はなかった。
- ・ 訴状の当事者の住所欄に当事者の旧住所が記載された場合の取扱いに

については、当該住所に住んでいないと裁判所に判明した以上は真の住所に訂正させるべきであるとの意見もあったが、少なくとも当事者本人の特定や送達に問題がなく、秘匿の希望も示されていないのであれば、当事者が旧住所を記載してきた場合にあえて真の住所に訂正させる必要まではないのではないかとの意見が多くあった。

他方、訴状の当事者の住所欄に代理人弁護士の事務所の住所や当該当事者が住んでいないことが明らかな住所が記載された場合は、当事者本人の特定の観点からも問題があることから、真の住所に訂正させた上で、秘匿申立てを促すべきではないかとの意見があった。

○ 家事事件について

- 当事者間秘匿が適用される当事者等の住所等・氏名等のうち、申立書に記載すべきものについては、秘匿申立てを案内することになるのではないかとの意見があった。

それ以外の場合には、当事者間秘匿と非開示希望との使い分けが問題となり得るが、①当事者間秘匿が導入される以上、これを利用すべきではないかとの意見や、②両制度は要件・効果等が異なるため、両制度のメリット・デメリットをフラットに説明して、どちらの制度を利用するか当事者に選択してもらうべきではないかとの意見があった。

- 当事者間秘匿の運用だけでなく、非開示希望についても、全体のパッケージとして適切に運用していく必要があり、今後、非開示希望についても、運用の見直しが必要ではないかとの意見があった。

他方で、特に調停においては、非開示希望の要件を柔軟に解釈することで、従前の取扱いとの接続や当事者の利便性を確保すべきではないかとの意見もあった。

- そもそも、提出書面に不必要的情報を記載しないことや、マスキング

が可能な部分はマスキングをして提出することを当事者に徹底させることで、当事者間秘匿や非開示希望を利用する場面を少なくすることが、情報管理の観点から重要ではないかとの意見があった。

以上